

< 別添資料 >

第三次 三重県子ども読書活動推進計画
(中間まとめ案)

平成 2 6 年 6 月
三重県教育委員会

目 次

1 基本的な考え方 -----	1
(1) 子どもの読書活動の意義	
(2) 子どもを取り巻く環境の変化	
(3) 国・県・市町の動き	
(4) 「第二次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題	
(5) 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の基本的な方針	
(6) 「みえの学力向上県民運動」における「読書をとおした学び」の推進	
(7) 三重県独自の取組方向 ~ 読書をとおした地域づくり、子どもの育ちと学びの推進 ~	
(8) 県及び市町における子どもの読書活動推進体制	
(9) 計画期間	
2 家庭・地域・学校等の方策 -----	5
(1) 家庭 -----	5
(ア) 家庭の役割	
(イ) これまでの取組の成果と課題	
(ウ) 今後の方策 (家庭における子どもの読書活動の推進)	
(2) 地域 -----	8
(ア) 地域の役割	
(イ) これまでの取組の成果と課題	
(ウ) 今後の方策 (地域における子どもの読書活動の推進)	
市町立図書館	
公民館、児童館等	
読書ボランティア、地域ボランティア	
民間団体 (出版関係団体、子どもの本専門店、書店商業組合等)、地域住民	
(3) 学校等 -----	14
(ア) 学校等の役割	
(イ) これまでの取組の成果と課題	
(ウ) 今後の方策 (学校等における子どもの読書活動の推進)	
県立高等学校	
県立特別支援学校	
小・中学校	
幼稚園・保育所 (園) 及び認定こども園	
3 計画の総合的な推進に必要な方策 (県の方策) -----	23
(1) 推進体制の整備 -----	23
(ア) 三重県子ども読書活動推進会議等の設置	
(イ) 県立図書館の取組	

(ウ)	市町教育委員会等との連携・協力	
(エ)	民間事業者等様々な主体との連携	
(オ)	助言や情報提供等の支援	
(カ)	研修会等の開催によるスキルアップ支援	
(キ)	読書ボランティア団体等に対する支援	
(ク)	その他	
(2)	広報啓発活動の充実	27
(ア)	社会的機運の醸成	
(イ)	情報の収集と提供	
(ウ)	優れた取組の顕彰	
4	成果指標と成果目標	28
5	資料編	
【資料】	調査・統計資料	29
【資料】	県教育委員会及び県立図書館のこれまでの取組	33
【資料】	用語解説	36
【資料】	県内公立図書館等一覧	40
【資料】	三重県子ども読書活動推進会議委員名簿	43
【資料】	第三次三重県子ども読書活動推進計画概要	44

1 基本的な考え方

(1) 子どもの読書活動の意義

子ども¹は、読書を通じて、新しい世界を知り、感動し、自分なりの考えを持つことができるようになります。読書経験を積み重ねていく中で、感性を磨き、判断力を伸ばし、表現力を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。

また、多くの知識を得たり、多様な文化に触れたりすることにより、子どもは学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、生涯にわたって自発的に学習する習慣を身に付けていきます。

こうした知的活動の基礎となる読書（読書活動）²は、「書くこと」と並んで子どもの成長にとって大変重要であり、人生をより深く生きる力を身に付けるための大切な手段の一つです。

『子どもと本をつなぐ』

子どもが本に親しむ原点は「楽しさ」です。
「楽しさ」を繰り返し味わうことで、子どもは本が好きになります。
子どもが「楽しさ」を経験する場をつくることは、大人の役割です。

読むことで、読む力が育ちます。
読む機会が多くなれば、読む力もさらに育っていきます。
子どもと本の出会いを広げることは、大人の役割です。

安心して本を読む場所がある。
読みたくなるような魅力的な本がある。
本をすすめてくれる人がいる。
子どもと本をつなぐことは、大人の役割です。

(2) 子どもを取り巻く環境の変化

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。中でも、ゲームやインターネット、DVD、従来の携帯電話に加えてスマートフォン等の情報媒体の急速な普及により、多様で膨大な情報が簡単に入手できるようになりました。このような情報化の進展によって利便性が向上した反面、特に家庭で携帯電話やスマートフォン等によるメールやインターネット等を利用する時間が増えたことによる、子どもの読書離れが懸念されています。

加えて、核家族化、共働き家庭の増加、ライフスタイルの多様化等により、保護者の価値観にも変化が生じており、子どもが家族といっしょに読書に親しむ時間が少なくなり、幼児期からの読書習慣の形成は難しくなっています。また、中学生・高校生の世代の読書離れも進む傾向にあります。

(3) 国・県・市町の動き

子どもの成長過程における読書活動の重要性に鑑み、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、子どもの読書活動の推進に関する国及び地方公共団体の責務が明記されました。

この法律を受け、国において平成14年8月に概ね5年間の施策の基本的方針

と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、平成 20 年 3 月に第二次基本計画を、平成 25 年 5 月には、諸情勢の変化等を踏まえ第三次基本計画を策定しました。

この間、平成 18 年 12 月に「教育基本法」が、平成 19 年 6 月には「学校教育法」が改正されました。改正された学校教育法第 21 条には、読書に親しませることが義務教育の目標の一つとして掲げられています。

また、平成 20 年 6 月には図書館法が改正、平成 20 年度及び 21 年度には新学習指導要領が公示され、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することが定められました。

本県においては、法律や国の基本計画を踏まえ、平成 16 年 3 月に「三重県子ども読書活動推進計画」を、平成 21 年には「第二次三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校等と協力して、子どもの読書活動を推進してきました。さらに、平成 24 年度から「みえの学力向上県民運動³」を展開し、読書活動の推進を、運動を構成する柱の一つとして位置づけました。

また、県内市町にあっては、14 市 12 町が子ども読書活動推進計画を策定し(平成 26 年 3 月現在)、それぞれの実情に応じた取組を推進しています。

(4) 「第二次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題

様々な取組により、社会全体に子どもの読書活動の重要性が徐々に理解され、読書ボランティアやNPO等の活動が活発になり、地域や幼稚園、保育所(園)等の就学前を含めた学校等で子どもが読み聞かせやお話し会などの読書活動に親しむ機会が増えてきました。

しかしながら、小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて読書量が減少し、特に中学生・高校生の読書離れが進む傾向があります。また、大人の意識や家庭、地域、幼稚園、保育所(園)等の就学前を含めた学校等における読書環境に未だ差があることなど、今後も引き続き対応すべき課題は残っています。

そこで、課題を解決し本県における子どもの読書活動をさらに推進していくため、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」を策定します。

< 第二次三重県子ども読書活動推進計画 成果指標と目標数値の達成状況 >

		25 年度	25 年度目標
県教育委員会開催の読書活動推進のための講演会参加者数		435 人	1,000 人
県立図書館における専門的研修会の開催回数と参加者数		10 回	15 回
		475 人	400 人
県内公立図書館の児童書貸出冊数		2,523,302 冊	2,325,000 冊
全校一斉読書活動を実施する県内公立小・中学校の割合	小学校	92.8%	95.0%
	中学校	78.0%	83.0%
ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	小学校	69.0%	72.0%
	中学校	23.9%	18.0%
学校図書館を保護者や地域住民に開放している県立高等学校の割合		78.0%	90.0%

(5) 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の基本的な方針

この計画は、本県の総合計画である「みえ県民カビジョン」や「三重県教育ビジョン」を推進するための具体的なプログラムの一つであり、第二次計画期間中（平成21年度から概ね5年間）に実施した様々な取組の成果と課題、三重県子ども読書活動推進会議委員からいただいた意見等を踏まえ、今後の本県における子どもの読書活動の推進に関する取組を示すものです。

そこで、国の第三次計画で示された基本的方針を踏まえ、家庭、地域、学校等における役割をより明確にするとともに、『子どもと本をつなぐ』方策の方向性を示しその取組を促進するための基本的な方針を次のとおりとします。

家庭、地域、学校等における、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点（下記参照）に沿った取組を相互に連携・協力し社会全体で促進

家庭、地域、学校等の取組を支援するための助言や情報提供

子どもの読書活動の意義について県民の理解を深めるための広報啓発活動

3つの観点

読書環境の整備

- ・図書館資料や施設設備等の充実を図る物的環境の整備
- ・子どもの読書活動を推進する人材育成等の人的環境の整備
- ・連携強化やネットワークの構築等の質的環境の整備

読書機会の提供

- ・子どもを対象とする読み聞かせやお話し会等の機会の提供
- ・子どもの自主的な読書活動を促す機会の提供

読書活動の啓発

- ・ポスターやリーフレットの配布等による啓発
- ・多様な読書活動イベントの開催による啓発
- ・優れた取組の顕彰や各種団体の活動に関する情報提供による啓発

(6) 「みえの学力向上県民運動」における「読書をとおした学び」の推進

県教育委員会においては、平成24年度から平成27年度まで「みえの学力向上県民運動」を展開し、「読書をとおした学び」を取組の視点の一つとし、読書活動の推進を取組の柱の一つとしています。

子どもは、読書を通じて豊かな心と感性を育み、思考力やコミュニケーション能力を育みます。この県民運動を、これまで以上に子どもの読書活動推進を図る重要な契機と位置づけ、運動を構成する新たな事業を展開します。平成25年度から小中学校を対象とした「学力向上のための読書活動推進事業」を、平成26年度から高等学校を対象とした「学力向上のための高校生ビブリオバトル⁴推進事業」を実施し、児童生徒の読書活動をとおした言語活動の充実に努めます。

また、県民運動終了後も見据えた全県的な取組の方向性や具体策についても、引き続き検討します。

(7) 三重県独自の取組方向

～読書をとおした地域づくり、子どもの育ちと学びの推進～

子どもの読書活動を推進するためには、まず大人が読書の意義を理解し、地域の大人が協力し子どもの育ちや学びを支える機運が醸成される必要があります。

地域の身近なところに本がある環境をつくり、読書をとおして地域を活性化させること、五感に働きかける楽しい読書で子どもの心と身体を育むことを目指し、三重県における独自の取組方向を「読書をとおした地域づくり、子どもの育ちと学びの推進」とします。

それぞれの地域の資源を生かした特色ある取組を、「みえの学力向上県民運動」における取組と連携してその推進を図るため、次の2つの視点に基づく新たな方策を盛り込みます。

○人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動

公立図書館や公民館等が中心となり、地域の様々な主体が相互に連携・協力し子育て、地域づくりなどそれぞれの課題解決に向けて、多方面から読書と地域を結びつけます。施設や人材など地域の多様な資源を活用し、地域を活性化しながら、子どもの身近な場所に本があり、大人も子どもも気軽に読書に親しむ取組を促進します。

○五感を使いながら子どもの心と身体を育み、確かな学力の基盤を築く読書活動

「みえの学力向上県民運動」における「読書をとおした学び」を推進するため、五感に働きかけ子どもの心と身体を育む楽しい読書活動を展開し、確かな学力の基盤づくりを推進します。

<各主体における主な方策>

○家庭

- ・音読や朗読（声に出す、耳で聴く）、本の感想を書き合う語り合う読書リレーなど、大人も一緒に読書に親しむ「ファミリー読書」の推進

○地域

- ・公立図書館や公民館等を核として、地域の施設（博物館等）や地域の歴史や文化、産業の振興等に関わる様々な主体が、相互に連携した事業実施による啓発の拡大（例：体験講座とお話し会やブックトークを組み合わせた複合的な活動）

○学校等

- ・正しい言葉や豊かな表現力を身に着け、言語能力を育む音読や朗読、ビブリオバトル（書評合戦）や、情報活用能力の向上を図る学校図書館を活用した調べ学習の推進

(8) 県及び市町における子どもの読書活動推進体制

県及び市町は、それぞれの推進計画等において可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し点検及び評価を行うよう努める必要があります。あわせて、学校、図書館、民間団体等が相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制が整備されるよう支援することが求められています。さらに、それぞれの役割に応じ相互の連携・協力を努める必要があります。

(9) 計画期間

平成26年度から概ね5年間とします。

2 家庭・地域・学校等の方策

(1) 家庭

(ア) 家庭の役割

家庭は、子どもの心と身体を育み、生活習慣を身につける場であり、保護者が読み聞かせ等を行い、子どもが読書と出会うきっかけをつくる場でもあります。子どもが読書を楽しみ、自ら読書に親しむことができるように、保護者が意識をして読書を日常の生活の中に位置づけ、幼い頃から継続して子どもの読書習慣を育てていくことが重要です。

このことから、家庭においては、保護者が読書活動の重要性を認識し、読書に積極的に親しみ、子どもの成長に応じて一緒に本を読んだり、本の楽しさを語り合ったりするなど、子どもの読書に対する興味や関心が自然に高まるように『子どもと本をつなぐ』努力をしていくことが求められます。

< 家庭における子どもの読書活動の現状 >

現在、家庭での子どもの読書活動の状況を表す数値の一つとして、全国学力・学習状況調査において、「家庭または図書館で平日に読書を全くしない児童生徒の割合」があります。

三重県においては、小学生は、平成 21 年度から平成 25 年度までの間で、各年とも全国平均を 2 ポイント程度高く、中学生は、平成 21、22 年度は全国平均を下回りましたが、平成 25 年度には全国平均を 1 ポイント程度高くなっています。(参考：29 頁 資料 - 2) この結果からも、家庭等における読書習慣の定着に課題があることがわかります。

背景として、保護者の価値観や生活習慣の急激な変化、多様化が考えられます。若い保護者の多くが多忙なこともあり、子どもに対して「早く生活習慣面で自立してほしい、自分のことは自分でできるように」、「読書やその他生活習慣等は、保育所等で身につけてほしい」と考える傾向が近年顕著になっています。そのため、保護者自身に家庭における読書活動の重要性を認識してもらうことが困難な状況にあります。

また、平成 25 年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、携帯電話やスマートフォンで通話やメールを「時々している」「ほぼ毎日している」と回答した中学 3 年生の割合が、三重県は 68.1%と全国平均 61.5%を上回っています。

一般社団法人日本小児科医会は、子どもの心身の健全な発達のために、スマートフォンやゲーム等メディアの適切な使い方に加えて、親子が同じものに向き合い共に育つ絵本の読み聞かせ等、直接的に人と物に関わることの大切さについて啓発を進めています。

このような現状を踏まえ、家庭における子ども読書活動の推進には、子どもの育ちを支援する視点に立ちながら社会全体で取り組む必要があります。

(イ) これまでの取組の成果と課題

- 県教育委員会は、PTAへの委託事業（幼稚園、小学校保護者向け読み聞かせイベント等）や啓発リーフレットの配布、講演会などの啓発事業を実施してきました。

平成21年度から25年度にかけて、県教育委員会は読書活動推進のための講演会や研修会を開催してきましたが、参加者数は成果目標の1,000人を達成することはできませんでした。

（参考：29頁 資料 - 1）

- 市町立図書館、幼稚園、保育所（園）、読書ボランティア等それぞれの主体が、様々な取組を実施してきました。しかし、若い保護者の価値観が近年急激に変化し、家庭での読み聞かせや読書の意義を伝えることが困難になってきています。

平日に読書を全くしない子どもの数は、本県においては概ね小学生の5人に1人以上、中学生の3人に1人以上という状況にあります。この数値は全国平均と比較しても多く、読書が日常生活を通じて継続的に行われるよう、幼い頃から家庭での習慣づくりが大切です。（参考：29頁 資料 - 2）

(ウ) 今後の方策（家庭における子どもの読書活動の推進）

県教育委員会は、子どもの読書活動の重要性に関する保護者の理解を促進するため、市町教育委員会等が開催する読書活動推進のための講演会等のイベントや家庭教育学級⁵等の情報を積極的に収集、提供し、保護者の積極的な参加を促します。

また、読書活動の必要性を啓発する資料の配布や優れた取組の普及に努め、家庭における読書活動を支援します。特に、幼い頃からわらべうたや読み聞かせに親しませるなど、五感を使いながら子どもの心と身体を育む読書活動は、確かな学力の基盤を築くことにもつながります。「みえの学力向上県民運動」において推進を図っていく「ファミリー読書」とは、近年注目を集めている家庭読書（家読）⁶のことであり、家庭において子どもが読書習慣を身につけるためには、大人と一緒に読書に親しむことが大切です。県教育委員会は、小中学校を起点にその推進を図るとともに、子どもの育ちを支援する視点から健康福祉部等と連携しながら、より多くの家庭に対して具体的な方策を示すよう努めます。

地域においては、市町教育委員会や公立図書館等の公的機関だけではなく、読書ボランティアや地域ボランティア、その他民間事業者等による取組の継続が望まれます。

幼稚園、保育所（園）及び認定こども園、学校等においても、PTA等保護者との連携をこれまで以上に密にした取組の継続が望まれます。

読書と出会うきっかけづくり〔読書環境の整備、読書機会の提供〕

子どもが乳幼児期からわらべうたや読み聞かせ等に親しむ時間を十分に確保するなど、子どもが読書と出会うきっかけづくりに努めるように働きかけます。特に、親子で参加できる啓発イベントを実施するなどの機会を提供するよ

う努めます。

読書習慣づくり〔読書環境の整備、読書機会の提供〕

家庭において、ノーテレビデーやノーゲームデーを決めたり、手の届くところに本を置くなどの工夫をして、学校における一斉読書活動のように読書の時間を設け、子どもと一緒に本を読んだり、図書館や書店に出かけたりするなど、子どもの読書習慣づくりに努めるよう働きかけます。また、幼稚園、保育所(園)及び認定こども園における絵本等の貸出を積極的に活用するよう促します。

加えて、保護者自身が本を読む姿を子どもに見せることができるよう、大人の読書活動も併せて推進します。

特に、声に出して本を読む音読や朗読、本の感想を書き合う、語り合う読書リレーなど、大人も一緒に読書を楽しみながら読書習慣を身につけるための「ファミリー読書」を推進します。

読書活動の啓発・奨励〔読書活動の啓発〕

保護者が、子どもの読書活動の重要性や乳幼児期からの読み聞かせ等の必要性について学び理解するため、県・市町教育委員会等が開催する読書活動推進のための講演会、公立図書館等が実施する読み聞かせ講座、保健センター等が実施するブックスタート⁷事業への保護者の積極的な参加を促します。

また、「子ども読書の日」⁸、「文字・活字文化の日」⁹、「読書週間」¹⁰、「家庭の日」¹¹等の機会をとらえ、ポスターやインターネットなどを活用した子どもの読書活動の意義や重要性についての啓発を図ります。

(2) 地域

(ア) 地域の役割

公立図書館や公民館、児童館等は、子どもが本と出会い読書を楽しむことができる場であるとともに、保護者や教職員等が『子どもと本をつなぐ』取組について気軽に相談できる場です。こうした施設においては、子どもがたくさんの本にふれ、本や読書について情報交換を行うことで、新しい発見をし、楽しい時間を過ごせるようにすることが大変重要です。

このことから、公立図書館や公民館、児童館等には、子どもの読書活動推進の拠点として、読書活動に関する情報の発信、定期的な啓発事業の実施、読書ボランティア団体等への支援など、積極的に読書活動の普及啓発を図ることが求められます。市町においては、所管する施設における様々な取組を推進する必要があります。

また、従来より公立図書館には地域を支える情報拠点であるとともに、地域の課題解決に役立つことが求められています。こうした役割を、地域住民に改めて認識してもらうことも大切です。

さらに、公的機関だけでなく、読書ボランティアや地域ボランティア、民間図書室や商業施設など、様々な団体・個人による活動の果たす役割も重要性を増しています。

そのため、公立図書館や公民館等が中心となって、地域の様々な主体が連携・協力し、豊かな地域づくり、地域活性化を推進しながら、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

(イ) これまでの取組の成果と課題

県内の公立図書館は、本の選び方や読み聞かせの講座等を開催しました。また、読書に興味を持つようなおすすめ本のリストや図書館だより等を配布しました。

こうした取組により、県内公立図書館における児童書貸出冊数は増加し成果目標を達成しました。今後も継続した取組が必要です。しかし、人口百人当たりの蔵書冊数は325.8冊と全国平均の328.3冊を下回っており、引き続き、子どもの興味や関心に応える魅力ある児童書の充実にも努める必要があります。(参考：28頁 資料 - 5)

県内の公立図書館の専任職員1人当たりの人口は、平成19年度の16.2人から増加し、全国平均と比べてかなり多くなっています。図書館サービスの一層の充実を図るため、それぞれの館や地域の実情に応じた職員体制やサービスの向上について検討する必要があります。特に、専門的職員の適切な配置とその資質向上に引き続き取り組む必要があります。

県内の公立図書館は、図書館サービスの向上を図るため、大学図書館とともにネットワーク

県内公立図書館の専任職員1人当たりの人口
(千人)

年度	24年度
1人当たりの人口(全国平均)	19.6(11.4)

((社)日本図書館協会「日本の図書館」から)

を構築し、職員のスキルアップ研修会や情報交換会等を実施しています。今後は、こうした取組で得られた成果を図書館だけでなく、公民館や児童館、学校等に還元できるように広がりのある取組が望まれます。

本県の外国人登録者数は 41,811 人となっています（平成 24 年 12 月 31 日現在）。外国人の子どもが公立図書館を利用し読書に親しむことができるように外国語による利用案内サービス等の充実に努める必要があります。

また、障がいのある子どもの読書活動を支援していくことも必要です。

県内で活動する読書ボランティアは、公立図書館や学校と連携を深め、子どもが各地で読書活動に親しむ機会が増えました。また、県内公立図書館では、読書ボランティアと連携し、子どもの興味や関心を引き出すイベントを開催しました。（参考：29 頁 資料 - 3、4）

今後は、引き続き読書ボランティアの活動の拡大を推進するとともに、読書ボランティアが一層円滑に活動できるように県内公立図書館をはじめとした地域の多様な主体との連携強化、情報交換等を図る場の設定やボランティアのスキルアップなどが必要です。

公立図書館を利用しにくい地域では、公民館の図書室、児童館、学校の図書館等が身近な読書活動の場として機能することが期待されます。

自動車文庫（移動図書館）、サテライト図書館など、地域の実情に応じた多様な取組が行われています。本の持ち寄りや貸出など、人が集まるカフェなどの商業施設を活用し、本をとおした地域のコミュニティづくりにつながる取組が行われています。こうした取組が広がっていくことが望まれます。

- 公立図書館や公民館、児童館等は、これまで以上に家庭や学校等に向けて読書の意義の普及に取り組むことが求められます。

（ウ）今後の方策（地域における子どもの読書活動の推進）

公立図書館や公民館、児童館等地域の読書活動に関わる様々な主体が、引き続き、その資源を活用し特色ある取組を展開することが大切です。さらに、様々な主体が相互に連携・協力し、子どもの育ち、地域づくりや地域の課題解決など、多方面から読書と地域を結びつけ、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

また、国の第三次計画でも指摘されている、中学生・高校生の読書離れの改善に向けた方策にも取り組む必要があります。

県教育委員会は、公立図書館や公民館、児童館等に対し、子どもが地域の身近なところで読書をすることができるような環境の充実や、子どもの読書活動に関する情報提供を促します。さらに、地域の様々な主体との連携を図ることで地域の読書活動が一層活発化するよう支援します。市町においても、引き続き公立図書館や公民館等における図書等の整備・充実や専門的職員の配置等に努め、学校、公立図書館や公民館、民間団体等が相互に情報交換等を行うため総合的な推進体制が整備されるよう支援することが求められます。

また、社会全体に読書の意義を普及させるため、公的機関以外のボランティア

や民間図書室、書店等の商業施設などによる活動が推進される必要があります。県教育委員会は、地域の身近な場所に本があり、大人も子どもも気軽に読書に親しむ環境づくりが促進されるよう、多様な取組を推奨します。

市町立図書館

図書館資料の整備・充実〔読書環境の整備〕

子どもの様々な興味や関心に応えるため、魅力ある児童書や多様なジャンルの資料収集を促します。

特に、県立図書館との資料収集方針や蔵書計画の情報等を共有することにより、効果的な資料収集がなされるよう促します。

また、除籍資料のリサイクルなど、図書館資料を有効に活用し、家庭や地域や学校等での読書活動に活用できる仕組みづくりも促します。

専門的職員の配置と資質向上〔読書環境の整備〕

市町の実情に応じて、司書¹²（専門的職員）の配置を促すとともに、県立図書館等が実施する専門的な知識、技術の向上を目的とした研修への参加を促します。

ネットワークの仕組みづくり〔読書環境の整備〕

子どもの読書活動を推進する取組を一層充実させるため、地域や学校等の取組に関する意見の交換などを行うネットワークの構築を促します。

また、地域の施設（博物館等）や、地域の歴史や文化、産業の振興等に関わる様々な主体が連携・協力した事業実施につながるような関係づくりを働きかけます。

家庭や学校等への支援〔読書環境の整備〕

保護者から寄せられる読書相談への的確な対応、学校や学校図書館または読書ボランティア等の要請に応じた団体貸出、レファレンスサービス¹³の提供など、地域の実情に応じた支援を行うよう促します。

外国語を母語とする子どもへの対応〔読書環境の整備〕

外国語を母語とする子どもが図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、外国語の児童書や絵本などの収集、外国語による利用案内の作成等を促します。

障がいのある子どもへの対応〔読書環境の整備〕

子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、来館が困難な場合の図書館資料の自宅配送、三重県視覚障害者支援センター等と連携した録音図書¹⁴や点字図書の提供など、多様なニーズに対応したサービスを促します。

○ 読書ボランティア、地域ボランティア等の育成と支援〔読書環境の整備〕

地域における読書活動を推進するため、ボランティア登録制度の拡充など、読書ボランティアの育成を促進します。さらに、活動場所の提供や図書館資料の貸出、研修会や意見交換会の実施など、その活動の一層の充実を支援するよ

うに促します。

また、「学校支援地域本部¹⁵」、「放課後子ども教室¹⁶」や、「まちづくり協議会¹⁷」など、地域のボランティア活動の状況把握に努めながら、効果的な支援や連携を検討することも重要になっています。

読書に親しむ機会の提供〔読書機会の提供〕

子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせや、子どもと大人と一緒に参加できる読書会等の定期的な開催、おすすめ本コーナーの設置など、子どもが本に出会い、読書に親しむ機会の提供を積極的に行うよう促します。

特にファミリー読書（家庭読書）の推進として、「家読コーナー」の設置や啓発資料の配付など、家庭において子どもの読書習慣を身につけるための取組を働きかけます。

また、季節や時の話題にあわせたお話し会、「家庭の日」や「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」や「読書週間」に読書活動の機運を盛り上げるイベント等を開催するよう促します。

○ 中学生・高校生へのきっかけづくり〔読書機会の提供、読書活動の啓発〕

中学生・高校生向けのコーナー設置や、同世代の子どもが集まって本の紹介をしたり、意見交換を行う機会の提供を促します。また学校からの職場体験活動の受け入れを行うなど、共同体の中で中高生が読書に親しむきっかけづくりや、読書や図書館への興味関心の喚起を図るよう促します。

図書館だよりの発行等による情報提供〔読書活動の啓発〕

図書館だよりの発行、「子ども読書の日」等における啓発イベントの実施、ホームページや市町広報誌を活用した情報提供などを計画的に行い、子どもだけでなく地域住民にも積極的に読書活動の楽しさや大切さを伝えていくよう促します。

また、外国語を母語とする子どもや障がいのある子どもなど特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるように、サービス内容を積極的に周知していくよう促します。

地域の様々な主体との連携〔読書活動の啓発〕

読書ボランティア、地域の施設（博物館等）や地域の歴史や文化、産業の振興等に関わる様々な主体が相互に連携・協力した事業を実施し、啓発を拡大するよう働きかけます。その際、地域の幼稚園、保育所（園）等、学校、保健センター、子育て支援センター等と協力し、より多くの保護者や子どもへ周知し参加を促進するよう働きかけます。（例：体験講座や伝承講座とブックトークやお話し会等の複合的な活動）

多気町立勢和図書館の取組

○多気町勢和地域資源保全・活用協議会への参画～農村の協働力を生かす～

異なる世代や異なる立場の人を本でつなぎ、公立図書館が「地域資源の保全と活用」という地域の課題解決に積極的に参画することにより、地域住民に対して図書館の役割への理解を深め、利用を促進し、読書の意義を広く普及させています。

休耕田を活用した農業体験（枝豆の収穫）や、地域住民の指導による手仕事体験（大豆を使ったきな粉、味噌作り等）と、「大豆」に関連した本の紹介やお話し会を開催し、地域の子どもたちに読書の楽しさを伝えています。

このように地域の様々な主体と連携した取組により、世代や立場を超えた地域住民の交流が促進され、地域全体で子どもの育ちや学びを支える機運が醸成されることで、子どもの読書活動のさらなる推進につながります。

（写真貼付予定）

公民館、児童館等

図書室等の充実〔読書環境の整備〕

公立図書館等との連携を深め、図書資料の整備や配架の工夫を図るなど、図書室や図書コーナーの充実を促します。その際、ファミリー読書（家庭読書）を推進するための「家読コーナー」を設置するなど、家族で読書に親しむことができる環境の整備を働きかけます。

また、保健センター、地域子育て支援センター¹⁸、放課後児童クラブ¹⁹等に対しても、子どもが自由に本に親しむことができる読書スペースの確保を促します。

研修会等への参加〔読書環境の整備〕

子どもの読書活動に関する知識や読み聞かせなどの技術の習得を目的として、県・市町教育委員会や公立図書館等が実施する読書活動推進のための講演会や研修会等に職員が積極的に参加するよう促します。

読み聞かせ等の実施〔読書機会の提供〕

公立図書館や読書ボランティア等との連携を図り、読み聞かせやお話し会、ブックトークなどの取組を積極的に開催するように促します。その際、家族で参加できる企画内容とするなど、大人と子どもと一緒に読書に親しむ機会の提供が推進されるよう働きかけます。

啓発活動の充実〔読書活動の啓発〕

公民館講座、子育て支援講座、乳幼児健診等の様々な機会を活用し、子どもの読書活動の重要性を保護者等に理解してもらう啓発活動の充実を促します。

読書ボランティア等の支援〔読書活動の啓発〕

読書ボランティア等が充実した活動を展開できるように、活動の拠点となる場や活動の機会の提供を促します。

読書ボランティア、地域ボランティア

○ 規模の拡大と活動の拡充〔読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発〕

公立図書館のボランティア登録制度等を活用するなど、これまで以上にその規模の拡大と活動の拡充が望まれます。また、県や市町教育委員会、公立図書館等が開催する研修会を受講するなど、引き続きその資質向上に努めることも大切です。

地域において保護者や子どもに読書の意義を普及させるため、活動のさらなる充実に向けて、公立図書館や幼稚園、保育所（園）等、学校等との連携・協力を働きかけます。

また、「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」等の教育支援活動に取り組む地域のボランティアが、地域や学校において読み聞かせや学校図書館支援等を推進するよう促します。

民間団体（出版関係団体、子どもの本専門店、書店商業組合等）、地域住民

○ 多様な主体による取組の推進〔読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発〕

民間団体（出版関係団体、子どもの本専門店、書店商業組合等）は、公立図書館や公民館等地域の様々な主体と連携・協力しながら、地域や学校等における啓発活動を行うよう働きかけます。

また、店や家などに本棚を置き地域に開放する「まちじゅう図書館²⁰」のように、地域の商業施設等や地域住民による多様な取組が推進されるよう、県内外の取組事例の情報収集、提供に努めます。

○ 地域住民への読書活動の啓発・奨励〔読書活動の啓発〕

こどもの読書活動の意義を広く普及させるため、ホームページ等を活用した情報発信に努めるとともに、県が主催する県民を参加対象とした講演会や読書を考える集い、ビブリオバトル等への参加を働きかけます。

(3) 学校等

(ア) 学校等の役割

学校は、各教科、特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を涵養するとともに、読書習慣を育てていく場であり、計画的・継続的に読書活動を推進して、『子どもと本をつなぐ』ことが求められています。

特に、平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。

このことから、学校は、学校図書館を計画的に整備し、その機能の充実を図るとともに、子どもの主体的、意欲的な読書活動を促し、子どもの読書習慣を形成する機会の拡充に向けて、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が連携し学校全体で取り組むことが必要です。

また、幼稚園、保育所(園)及び認定こども園は、その後の読書活動の基礎を築く重要な時期を過ごす場であり、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)等に基づき、読み聞かせやお話し会を通して、本に親しみ、楽しさを覚える機会を提供するなど、様々な読書活動の充実が求められます。

県及び市町等は、所管する学校等における様々な取組を推進する必要があります。

(イ) これまでの取組の成果と課題

学校は、図書館資料の充実に努めてきました。学校図書館図書標準²¹の達成率は徐々に増加していますが、全国平均を大きく下回っています。引き続き、資料の充実と整備を図ることが課題です。

(参考：29頁 資料 - 6)

県内の学校図書館図書標準の達成率
(%)

年度	24年度
小学校(全国平均)	42.6(56.8)
中学校(全国平均)	29.0(47.5)

(学校図書館の現状に関する調査)

県内の12学級以上のすべての公立小中学校、県立学校に司書教諭²²を配置しています。また、学校図書館担当職員²³(いわゆる「学校司書²⁴」)等を配置する小中学校も増加してきました。(参考：29頁 資料 - 7)しかし、地域によって配置状況に格差が生じており、引き続き配置を促進する必要があります。

また、司書教諭は学校図書館を活用した教育活動の企画や教育課程の編成に関する他教員への助言等を含め、学校図書館の運営・活用の中心的役割を担い、学校司書は図書館資料の整備やレファレンス等、専ら学校図書館に関する業務を担当します。両者がそれぞれの役割を十分に果たせるよう、学校図書館や読書活動における業務の明確化と教職員の協力体制の構築が必要です。

多気町教育委員会の取組

多気町では、町内すべての小・中学校に学校司書を配置しています。

学校司書は、お話し会やブックトークを通じて、本の魅力を伝えたり、調べ学習を手助けしたりして、子どもが読書活動の幅を広げることができるような学校図書館を運営しています。また、職員会議や校内研修会にも出席し、教職員への読書の奨励や授業で活用できる資料の紹介などを行い、学校に欠くことのできない存在となっています。



(多気町立勢和小学校図書館の様子)

津市教育委員会の取組

津市では、全中学校区に配置された学校図書館司書が小・中学校の図書室を巡回し、季節の本の展示、感想カードや本のリクエストなど、魅力的な環境を整備しています。

また、学校図書館司書による読み聞かせやブックトーク、公立図書館の団体貸出による図書館資料の有効活用等を行いながら、読書活動の充実を図っており、利用者数や貸出冊数が増えるなどの効果が出てきています。



(津市立村主小学校図書館の様子)

「学校図書館司書」は津市固有の職名であり、職務内容は「学校司書」と同じです。

県教育委員会の取組

「みえの学力向上県民運動」を構成する事業として平成25年度から「学力向上のための読書活動推進事業」を実施し、司書(有資格)未配置市町の一部小中学校をモデル校として、民間事業者委託による司書を配置しています。

モデル校において、教員と司書が協力して学校図書館の管理運営や、学校図書館を活用した授業の実践に取り組み、学校図書館の活性化を推進しています。

事業終了後は、それぞれの市町において、学校司書の配置等独自の取組が進められることが望まれます。

(写真貼付予定)

(モデル校の様子)

県立学校においては、学校司書の専門性を活かしたレファレンスやブックトークなど、教員と連携した特色ある取組を行っています。

県立宇治山田商業高等学校の取組

○学校生活と読書活動を「応援」する学校図書館
教員と学校司書の複数体制により、組織的な学校図書館運営が行われています。
簿記等の資格取得や部活動支援など、生徒の学校生活と読書活動を結びつけ、新入生オリエンテーション、図書館イベントの実施など、校内の読書活動を充実させています。平成 23 年度の貸出冊数は 16,848 冊（一人あたり 24.8 冊、県平均 5.4 冊）となっています。
また、授業実践には、教員と密な連携により、プリント作成やオリエンテーションを行うなど学校司書による授業支援、教科の授業でプレゼンテーション、スピーチ、ディベートの場として学校図書館が効果的に活用されています。

(写真貼付予定)

学校図書館のインターネット環境の整備や蔵書情報のデータベース化を図り、自主的な学習活動を支援するための機能強化を図りました。

(参考：29 頁 資料 - 8)

県立学校においては、平成 24 年度に、県立図書館や市町立図書館の協力により、物流ネットワークが拡大されました。他校図書館や市町立図書館の資料も、県立図書館を經由して近隣の市町立図書館等で受け渡しが可能になり、相互貸借による資料の充実が図られました。(参考：29 頁 資料 - 9)

特別支援学校では、障がいの状態や発達段階に応じた図書の選定、録音図書や点字図書の整備等に努めました。

多くの学校が、全校一斉読書活動の時間を設け、読書に対する関心・意欲を高めるとともに、読書習慣づくりに努めました。(参考：29 頁 資料 - 10)

しかし、小学校から中学校、高等学校と学校段階が進むにつれて読書の量が少なくなっており、特に中学生・高校生を対象とした読書活動の推進に取り組む必要があります。(参考：29 頁 資料 - 11)

高等学校の 78.0%が学校図書館を保護者や地域住民等に開放しています(平成 24 年度)。これらの学校の中には、市町の広報誌等を活用して開放状況を積極的に地域住民へ発信している学校もあります。県内公立小中学校では、児童生徒の安全確保との兼ね合いもあり、学校図書館の地域開放はあまり進んでいません。(参考：29 頁 資料 - 12)

県内では、読書ボランティア等と連携・協力し、読み聞かせやお話し会などを開催する学校が増えました。特に公立中学校の割合は 23.9%と目標数値 18.0%を上回りました。公立小学校の割合は、平成 20 年度には 64.6%であったのが、平成 24 年度には 69.0%に増加しました。それぞれの学校の実情に応じて、読書ボランティア等の活用や連携のあり方を検討していくことが必要です。(参考：29 頁 資料 - 13)

伊勢市教育委員会の取組

伊勢市立神社小学校では、図書ボランティアが月・火・金の週3日間、国語の時間の一部や昼休みを利用して絵本の読み聞かせや紙芝居を行っています。また、教職員等に協力し、新刊図書の受け入れ、蔵書整理、蔵書点検、環境整備などの活動も行っています。

また、教室で子どもと一っしょに給食を食べる時にも本の紹介をしています。

このボランティア活動を希望する人は、市教育委員会に登録された後、学校からの要請に応じて派遣されます。



(伊勢市立神社小学校図書館の様子)

(ウ) 今後の方策(学校等における子どもの読書活動の推進)

県教育委員会は、平成24年度から27年度まで「みえの学力向上県民運動」を展開し、「読書活動の推進」を運動の柱の一つとしています。読書活動をとおし、子どもたちが感性や思考力を育むことは、確かな学力の基盤を築くものであることから、学校等に対して、家庭や地域と連携・協力した組織的な取組の推進を働きかけます。

県立学校において子どもの読書習慣を形成するため、学校図書館を読書活動の核として、蔵書のさらなる充実やデータベース化を図るとともに、学習指導要領の趣旨に基づき、調べ学習等の授業に積極的に活用することで学習活動をさらに深めていきます。さらに、ビブリオバトル(書評合戦)などの新たな取組により、児童生徒の読書機会の拡充が図られるよう努めます。

また、様々な読書活動の推進に関する研修会を開催して、教職員の意識向上を図るとともに、教職員が率先して読書に親しみ、学校図書館を積極的に利用するよう働きかけます。

なお、国立、市町立、私立学校においても同様の取組が実施されるよう促すとともに、それぞれの取組が効果的に行われるよう、市町教育委員会等の関係機関と連携しながら、必要な助言や情報提供、司書教諭等を対象とするスキルアップ研修会の開催などの支援を行います。

さらに、地域の教育力の向上に資するため、学校図書館の地域開放等地域の実情に応じた取組を推進します。

県及び市町等は、こうした様々な取組を進めるため、所管する学校等における図書等の整備・充実や人的配置の推進に努める必要があります。

県立高等学校

推進体制の構築〔読書環境の整備〕

司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるように、必要な時間の確保に努めるなど校内体制を整備するとともに、学校司書が専門的知識や技術を生かした役割を担えるよう、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。

学校図書館資料の整備・充実〔読書環境の整備〕

雑誌や新聞も含めた多様な図書館資料の一層の充実を図るとともに、「学校図書館資料共有ネットワークシステム（くまたろうの森）」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム（MILAI）」²⁵を利用し、図書館資料の相互貸借を積極的に推進します。

特に、生徒・教職員が自校の図書館だけでなく、他校の図書資料を検索し学校で相互貸借することにより、全ての県立学校の図書館資料を有効に活用するとともに、各県立学校の図書館窓口の業務の効率化を図ります。

情報化の促進〔読書環境の整備〕

インターネット環境の充実を図り、子どもの自発的な学習や情報収集を支援します。

研修会等の実施〔読書環境の整備〕

効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会を開催するとともに、子どもの読書活動推進に関する研修会等に教職員が計画的に参加するよう努めます。

司書教諭の配置の拡充〔読書環境の整備〕

12 学級未満の学校への司書教諭の配置の拡充を図り、学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を推進します。

読書ボランティアとの連携〔読書環境の整備〕

読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、読書ボランティアとの積極的な連携を図ります。

日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応〔読書環境の整備〕

日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めます。

障がいのある子どもへの対応〔読書環境の整備〕

子ども一人ひとりの障がいの状態等に応じ、特別支援学校や公立図書館等関係機関から読書活動に関する情報を収集し、選書の工夫や施設面での配慮を行うとともに、視聴覚機器の活用等を図り読書活動の支援に努めます。

学校図書館の地域開放〔読書環境の整備、読書活動の啓発〕

公立図書館が近隣にない地域等においては、地域の実情に応じ、子どもの安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放するとともに、図書館だよりの配布、レファレンスサービスの提供等を通じて、保護者や地域住民の利用を促進します。

読書に対する興味や関心の涵養〔読書機会の提供、読書活動の啓発〕

読書意欲はあるものの日々の学習や部活動等で多忙な子ども、読書経験が少なく本を選ぶことが苦手な子どもなど、一人ひとりの読書状況に応じた働きかけを行うよう努めます。

具体的には、魅力的な図書館資料の収集、ビブリオバトル（書評合戦）や、ブックトーク、図書館だよりを活用した本の紹介、一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化、公立図書館等における職場体験活動への参加を奨励します。また、教職員自身が読書に親しむとともに、学校図書館を利用する姿を示すことにより、子どもの読書に対する興味や関心の涵養を図ります。

○ 学力向上に向けた取組の推進〔読書機会の提供、読書活動の啓発〕

学習指導要領において、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実すること、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められており、学校図書館の授業活用を推進します。

また、各教科の学習以外の機会も活用したビブリオバトルの普及と大会の開催により、生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れることができる機会を提供しながら、読書活動をとおした思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

県立特別支援学校

推進体制の構築〔読書環境の整備〕

子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた読書活動を支援するため、司書教諭が学校司書等と連携し、学校図書館の職務に積極的に携わることができるように校内体制を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。

学校図書館資料の整備・充実〔読書環境の整備〕

NPOなどの協力により、布絵本、リライト本²⁶等を作成するとともに、一般図書の整備に加えて、点字図書、録音図書、紙芝居、大型本、絵カード等の学校図書館資料の充実を図ります。

また、「学校図書館資料共有ネットワークシステム（くまたろうの森）」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム（MILAI）」を利用し、図書館資料の相互貸借を積極的に推進します。

情報化の促進〔読書環境の整備〕

インターネット環境の充実を図り、子どもの自発的な学習や情報収集を支援します。また、視覚障害教育情報ネットワーク²⁷の活用や読書支援機器²⁸の整備等を行い、一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じた読書活動を支援します。

研修会等の実施〔読書環境の整備〕

効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会を開催するとともに、子どもの読書活動推進に関する研修会等に教職員が計画的に参加するよう努めます。

司書教諭の配置の拡充〔読書環境の整備〕

12 学級未満の学校への司書教諭の配置の拡充を図り、学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を推進します。

家庭や地域との連携〔読書環境の整備、読書活動の啓発〕

読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、読書ボランティアや関係機関等との積極的な連携を図ります。また、地域の実情に応じ、子どもの安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で学校図書館を保護者や地域住民に開放します。

また、家庭において保護者が、子どもと一緒に読書に親しむことができるような支援に努めます。

日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応〔読書環境の整備〕

日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めます。

読書に対する興味や関心の涵養〔読書機会の提供、読書活動の啓発〕

各学校の実情に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、関係機関等と連携した多様な読書活動の充実などにより、子どもの読書に対する興味や関心の涵養に努めます。

小・中学校

推進体制の構築〔読書環境の整備〕

司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるように必要な時間の確保に努めるとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりを促します。

市町教育委員会に対しては、地方交付税措置（平成 24 年度～）を活用し、学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置が促進されるよう周知を図ります。

また、「学力向上のための読書活動推進事業」の実施をとおして、学校図書館の人的体制のさらなる充実を働きかけます。

学校図書館資料の整備・充実〔読書環境の整備〕

学校図書館図書標準の達成をめざして、各学校の実情に応じた図書館資料を整備するように促します。

市町教育委員会に対しては、地方交付税措置「学校図書館図書整備 5 か年計画²⁹（平成 24 年度から 28 年度まで）」を活用し、公立小・中学校の図書館資料の整備を計画的に進めるとともに、公立図書館等との連携を深め、団体貸出や相互貸借を効果的に活用するなど、子ども一人ひとりが望む図書を提供するよう促します。

情報化の促進〔読書環境の整備〕

図書館資料のデータベース化を進めて検索の利便性の向上を図るとともに、子どもが調べ学習等において意欲的に情報収集ができるインターネット環境の充実を図るよう促します。

研修会等の実施〔読書環境の整備〕

効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会を開催するとともに、県・市町教育委員会等が開催する子どもの読書活動推進に関する研修会等に、教職員が計画的に参加するよう促します。

司書教諭の配置の拡充〔読書環境の整備〕

学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を促進するため、12学級未満の学校へも司書教諭の配置を図るよう促します。また、司書教諭講習の周知を図り、受講を促進します。

家庭や地域との連携〔読書環境の整備〕

読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、保護者ボランティアや、公立図書館、読書ボランティアをはじめとした、地域の様々な主体と積極的に連携するように働きかけます。

「学校支援地域本部」のような、地域のボランティア等が中心となり学校の教育活動を支援する取組等の効果的な活用を促します。

また、学校図書館の地域開放については、子どもの安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放するよう促します。

日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応〔読書環境の整備〕

日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めるよう促します。

障がいのある子どもへの対応〔読書環境の整備〕

子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じ、紙芝居、大型本、絵カード等を活用した指導方法の工夫を図るとともに、視聴覚機器の活用等により読書活動を支援するよう促します。

読書に対する興味や関心の涵養〔読書機会の提供、読書活動の啓発〕

一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化など、各学校の実情に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、ブックトークや図書館だよりを活用した本の紹介、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、公立図書館等における職場体験活動への参加の奨励などにより、子どもの読書に対する興味や関心の涵養を図るよう促します。

また、教職員自身が読書に親しむとともに、学校図書館を利用する姿を示すことにより読書活動の啓発を促します。

- 学力向上に向けた取組の推進〔読書機会の提供、読書活動の啓発〕

学習指導要領において、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実すること、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。

そこで、様々な文書や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けるとともに、調べ学習などの各教科における学校図書館を活用した授業実践や、正しい言葉や豊かな表現力を育むための音読や朗読の充実に働きかけます。

県教育委員会実施の「学力向上のための読書活動推進事業」モデル小中学校における取組事例を積極的に情報提供し、取組の拡大を図ります。

- 家庭に向けた取組の推進〔読書機会の提供、読書活動の啓発〕

「みえの学力向上県民運動」において推進を図っている「ファミリー読書」の具体的な取組として、保護者へのたより発行やPTA研修会による啓発とともに、声に出して読む音読・朗読、本の感想を書き合う、語り合う読書リレーなど、家庭で大人と子どもと一緒に読書に親しむよう働きかけます。

県教育委員会実施の「学力向上のための読書活動推進事業」モデル小中学校における取組事例を積極的に情報提供し、取組の拡大を図ります。

幼稚園・保育所（園）及び認定こども園

読書スペース等の確保と図書整備・充実〔読書環境の整備〕

子どもが自ら手にとって絵本等に親しむことができる読書スペースや絵本コーナーの確保や、絵本等図書の充実に促します。

研修会等への参加〔読書環境の整備〕

読書活動の推進に対する教職員や保育士の理解を深め、知識・技術の向上を図るため、県・市町教育委員会等が開催する子どもの読書活動推進に関する研修会等に計画的に参加するよう促します。

読書活動の充実〔読書機会の提供〕

読み聞かせ、パネルシアター、手遊び等、様々な題材や手法を用い、子どもが想像力豊かに楽しみながら読書活動に親しむことができるような取組を充実させるよう促します。その際、市町立図書館や読書ボランティアの協力を得るなど、より効果的な取組となるよう促します。

また、中学生等の職場体験実習を受け入れ、中学生等による読み聞かせを行うなど、異年齢交流において、多様な読書機会を提供することも重要です。

保護者との情報交換等〔読書活動の啓発〕

保護者が読書活動の重要性を理解し、家庭において読み聞かせなどの読書活動を積極的に行っていくように、絵本の貸出や情報交換、読み聞かせに関するアドバイス等を地域の様々な主体と連携して取り組むよう働きかけます。

また、未就園児を対象とした子育て支援活動においても、読書活動の大切さや意義を積極的に周知していくように促します。

3 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）

（１）推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するにあたり、市町には市町立図書館や学校等を中心に地域の实情に応じた読書活動を推進していく責務があり、県には県立図書館を所管する環境生活部や子育て施策を担当する健康福祉部等と教育委員会の連携・協力の下、県域全体の読書活動を推進していく責務があります。

本計画において、これまでの取組を発展的・継続的に実施していくためには、市町の主体的取組が不可欠であり、県と市町が互いに連携・協力することで総合的な推進を図ることができます。

さらに、県内各地で活動している読書ボランティアや民間事業者等多様な主体との連携体制を構築していくことで、『子どもと本をつなぐ』取組が一層広がりをもち、県民の読書活動への理解を深めることができます。

（ア）三重県子ども読書活動推進会議等の設置

県教育委員会は、学識関係者、学校教育関係者、読書ボランティア等により組織した三重県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を定期的で開催するとともに、読書活動推進庁内会議³⁰（以下「庁内会議」という。）を設置します。両会議が協力し、本計画の取組の進捗状況の把握と成果の検証を行いながら、全県的な取組の方向性と市町教育委員会及び民間事業者等との連携と協働の具体的な方策等を示します。

（イ）県立図書館の取組

本県の中央図書館として、図書館間での連携の中心となり、市民社会の基盤である市町立図書館と連携していくとともに、先進的な図書館サービスを率先して実践するなど、市町立図書館等のモデルとなるような活動も大切な役割です。

また、引き続き三重県全体の図書館サービスの向上を目指すとともに、公立図書館の一つとして、市町立図書館と同様の取組を率先実行します。

資料・情報の創造的活用

家庭や学校等への支援〔読書環境の整備〕

家庭から寄せられる読書相談への的確な対応、学校等の要請に応じた団体貸出、市町立図書館、読書ボランティア、個人利用者等からの選書や読み聞かせなど、子どもの読書活動推進に関するレファレンスサービスを積極的に実施します。

ホームページ等による情報提供〔読書活動の啓発〕

県内の市町立図書館等と連携し読書活動の啓発を図るとともに、ホームページ「子どもページ」の充実、イベント情報やボランティアの活動紹介等を活用した情報提供を計画的に行います。

また、外国語を母語とする子どもや障がいのある子どもなど特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、サービス内容の積極的な周知に努めます。

読書に親しむ機会の提供〔読書機会の提供〕

子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせやお話し会の開催、おすすめ本リストやテーマ別ブックリストの作成やコーナーの設置など、子どもが本と出会い、読書に親しむ機会を積極的に提供します。特に、中高生向けのおすすめコーナーの設置など、子どもの発達段階に応じた取組を推進します。

また、季節や時の話題にあわせたお話し会、「家庭の日」や「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」や「読書週間」に読書活動の機運を盛り上げるイベント等を開催します。

障がいのある子どもへの対応〔読書環境の整備〕

子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、来館が困難な場合の図書館資料の自宅配送、三重県視覚障害者支援センター等と連携した録音図書や点字図書の提供、対面朗読サービスなど、多様なニーズに対応したサービスに努めます。

外国語を母語とする子どもへの対応〔読書環境の整備〕

外国語を母語とする子どもが図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、外国語の児童書や絵本などの収集に努めるとともに、外国語による利用案内等を作成します。

特色ある資料の充実

県内全体を意識した図書館資料の充実〔読書環境の整備〕

子どもの様々な興味や関心に応えるため、魅力ある児童書や多様なジャンルの資料収集に努めます。特に児童書については、県内市町立図書館、学校図書館等における子どもの読書活動推進支援の観点から、可能な限り新刊の全点収集に努めます。

三重県図書館体制づくり

情報ネットワークの利用促進〔読書環境の整備〕

県内の市町立図書館や図書館未設置町に対して「三重県図書館情報ネットワークシステム(MILAI)」の利用を促進するとともに、利用者ニーズを踏まえてe-Booking³¹サービス(オンライン予約配送サービス)を積極的に運用します。

○ 市町立図書館等との連携

市町立図書館や公民館との連携を推進するため、定期的な巡回訪問を実施するとともに、図書館を設置していない市町の求めに応じて必要な支援を検討します。

○ 県立学校図書館との連携

図書館のない地域の県立学校との連携事業の検討や、市町立図書館と県立学校の物流面での連携を促進するなど、学校図書館との連携・協働を強化します。

研修の充実による人材育成〔読書環境の整備〕

県内の市町立図書館及び関係機関と協力し、図書館職員等の専門的知識、技術の向上を図るための研修会等を実施します。

また、県立図書館ボランティアによる市町立図書館ボランティアへの出張講座、読書ボランティアのための研修会やボランティア定例会の開催など、引き続きボランティアの育成や資質向上にも努めます。

読書ボランティア等との連携〔読書活動の啓発〕

読書ボランティア等が円滑に継続して活動できるように、活動場所の提供や図書館資料の貸出を行うとともに、ボランティア定例会での意見交換など、連携の強化を図ることで、引き続きその活動の充実を促進します。

また、小学生等を対象とした社会見学における図書館案内をボランティアが担ったり、県立図書館主催イベントへのサポートなどの参画を推進します。

(ウ) 市町教育委員会等との連携・協力

県教育委員会は、県内のあらゆる地域において多様な取組が活発に行われるよう、県・市町教育委員会等の読書活動推進担当者が、情報の交換や共有を図ることができる機会を設けるとともに、子どもの読書活動推進の意義や本計画の趣旨の浸透を図る研修会等を開催します。

子どもの読書活動を一層推進していくためには、すべての市町において、それぞれの実情に応じた子ども読書活動推進計画を策定し、計画に基づいた取組の推進と、そのために必要な体制を整備することが重要です。

県教育委員会は、市町が本計画を踏まえた「市町子ども読書活動推進計画」の策定、あるいは第二次、第三次計画の策定を円滑に行うことができるように、必要な資料や情報の提供等を通じて協力します。

県内の「市町子ども読書活動推進計画」策定の状況（社会教育・文化財保護課調べ）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
策定市町数	12市10町	13市10町	14市11町	14市11町	14市12町

県教育委員会は、市町教育委員会等と連携し、公民館や学校等が開催する家庭教育学級、保健センター等が実施する乳幼児健診や育児教室³²などにおいて、読書の大切さを学ぶ機会を提供します。

(エ) 民間事業者等様々な主体との連携

県教育委員会が啓発事業等を主催する場合は、出版関係団体や書店商業組合、子どもの本専門店、NPO等との連携により、効果的な事業実施に努めるとともに、これらの団体等が実施する子どもの読書活動を推進する様々な取組を推奨します。また、民間事業者等地域の様々な主体が市町教育委員会等と効果的に連携できるよう、必要な情報の収集と提供に努めます。

(オ) 助言や情報提供等の支援

県教育委員会は、県内各地で実施される多様な取組の充実を図るため、推進会議と庁内会議において、取組の進捗状況の把握と成果の検証、全国の先進事例の収集等に努め、専門的見地から市町教育委員会や家庭、地域、学校等に対して必要な助言や情報提供等を行います。

県教育委員会は、国の「子どもゆめ基金」や民間事業者等が行う助成事業に関する情報を読書ボランティアなどに提供し、地域における活動の支援に努めます。

(カ) 研修会等の開催によるスキルアップ支援

県教育委員会は、子どもの読書活動を推進する司書や教職員、読書ボランティア等を対象に、選書や読み聞かせの方法等に関する研修会を実施し、知識、技術のスキルアップを支援します。

県教育委員会は、保護者等が読書の重要性や必要性について理解を深めることができるように、講演会や研修会などを開催します。

(キ) 読書ボランティア等に対する支援

県教育委員会は、読書ボランティア等が、公立図書館や学校等における活動を円滑に継続して行うことができるよう市町教育委員会への情報の提供を図ります。また、読書ボランティア等に対しては、活動に役立つ情報の提供やボランティアリーダーの育成に努め、相互の連携・協力を図るネットワークの構築等を促します。

(ク) その他

- 電子書籍については、新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大として急速に普及しつつあり、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があります。県教育委員会は、今後の推移について十分留意する必要があります。

(2) 広報啓発活動の充実

子どもと本の出会いを促進するための読書環境づくりと社会全体で読書活動を推進していく機運の醸成を図るためには、子どもの読書活動の推進に関する情報や事例等を県民に広報啓発し、『子どもと本をつなぐ』ことが必要です。

また、読書活動に関わる催し物や読書活動の重要性について考える機会を提供することも重要です。

(ア) 社会的機運の醸成

市町教育委員会や民間事業者等と協力し、広報媒体等を活用した全県的な広報啓発活動を行い、子どもの読書活動についての関心と理解を深めてもらうとともに、社会的機運の醸成を図ります。

家庭での読み聞かせや本との出会いの大切さなどを掲載した資料を公立図書館や幼稚園、保育所(園)及び認定こども園、保健センター、子育て支援センター等を通じて配布したり、読書活動や子育て支援に関わるイベント時に活用することで、保護者等への啓発を推進します。

子どもだけでなく大人も一緒に参加でき、楽しみながら読書の重要性や必要性について理解を深めることができるイベントを開催します。

(イ) 情報の収集と提供

子どもの読書活動の意義や重要性が社会全体で理解されるよう、県教育委員会や県立図書館のホームページに設けた子どもの読書活動に関するページのさらなる充実に努めます。県内外の取組の先進事例や読書ボランティアの活動の状況、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」、「読書週間」等に関催される各地の催し物やイベントの情報などを積極的に収集、提供します。

外国語を母語とする子どもや障がいのある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるように、公立図書館が提供しているサービス内容の周知に努めます。

(ウ) 優れた取組の顕彰

優れた取組を行っている学校や図書館、読書ボランティア等を顕彰し、さらなる活動の発展を促進します。また、特色ある取組を県教育委員会主催の市町サポートセミナーや読書を考える集い等様々な機会に広報することで、子ども読書活動推進に関わる全ての個人や団体の活動の一層の充実を図り、県民の関心と理解を高めます。

4 成果指標と成果目標

目指す成果	指標		25 年度	30 年度目標
家庭において読書習慣が身につく	家庭または図書館で平日に読書を全くしない県内児童生徒の割合	小学校	22.8% (全国 20.8%)	20.0%
		中学校	37.2% (全国 36.0%)	35.0%
地域において公立図書館をはじめとした様々な主体が連携して読書活動が推進される	ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	小学校	69.0% (全国 81.2%)	72.0%
		中学校	23.9% (全国 27.2%)	25.0%
	県内公立図書館の児童書貸出冊数		2,523,302 冊	2,723,000 冊
学校において組織的に読書活動が推進され、確かな学力の基盤が築かれる	全校一斉読書活動を実施する県内公立小・中学校の割合（週に2回以上実施する割合）	小学校	73.9% (全国 61.9%)	80.0%
		中学校	83.2% (全国 79.4%)	89.0%
	学校図書館担当職員(いわゆる「学校司書」など)を配置する県内公立小・中学校の割合	小学校	37.4% (全国 49.3%)	50.0%
		中学校	49.1% (全国 48.2%)	53.0%
	学校図書館を活用した授業を計画的に(「学期に数回以上」)行っている県内公立小・中学校の割合	小学校	76.2% (全国 78.6%)	79.0%
		中学校	31.1% (全国 41.6%)	42.0%
高等学校図書館で実施された授業の延時間数		2,844 時間	3,100 時間	

・・・文部科学省「全国学力・学習状況調査」の数値を採用することとする。

5 資料編

【資料】調査・統計資料

1 県教育委員会が開催した読書活動推進講演会等の件数と参加者数

(社会教育・文化財保護課調べ)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
開催件数	5	6	8	3	4
参加者数	503	379	387	391	435

2 家庭または図書館で普段(月～金)全く読書をしない県内児童生徒の割合

(文部科学省「全国学力・学習状況調査」から)

	21年度	22年度	24年度	25年度
小学校(全国平均)	24.0(21.6)	22.0(20.7)	24.8(22.5)	22.8(20.8)
中学校(全国平均)	36.8(39.1)	37.3(38.1)	37.0(36.8)	37.2(36.0)

平成23年度は全国学力・学習状況調査が実施されなかった。

3 県内の読書ボランティア団体数

(社会教育・文化財保護課調べ)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
団体数	141	141	126	126	138

4 県内公立図書館が子ども読書の日を実施したイベントの開催回数

(社会教育・文化財保護課調べ)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
開催回数	38	23	47	41	41

5 県内公立図書館の児童書貸出冊数

(社会教育・文化財保護課調べ)

	22年度	23年度	24年度	25年度
県内総冊数(千冊)	2,372	2,466	2,523	(調査中)
全国平均冊数(千冊)	3,508.6	3,398.1	-	-

6 学校図書館図書標準を達成している県内公立小・中学校の数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	20年度	全国平均	22年度	全国平均	24年度	全国平均
小学校(%)	120/404(28.5)	(45.2)	156/393(39.7)	(50.6)	165/388(42.6)	(56.8)
中学校(%)	34/168(19.8)	(39.4)	40/164(24.4)	(42.7)	47/163(29.0)	(47.5)

7 学校図書館担当職員(いわゆる「学校司書」など)を配置する県内公立小・中学校の割合

(文部科学省「全国学力・学習状況調査」から)

	21年度	22年度	24年度	25年度
小学校(全国平均)	29.6(39.5)	42.4(43.1)	44.5(47.3)	37.4(49.3)
中学校(全国平均)	37.6(39.7)	52.2(43.4)	52.9(45.3)	49.1(48.2)

8 学校図書館の蔵書情報をデータベース化している県内公立小・中学校、高等学校の数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	20年度	全国平均	22年度	全国平均	24年度	全国平均
小学校(%)	193/404(47.8)	(44.5)	219/393(54.2)	(51.2)	260/388(64.5)	(67.9)
中学校(%)	74/168(44.1)	(44.7)	92/168(54.9)	(50.7)	107/163(63.7)	(51.1)
高等学校(%)	60/60(100)	(77.9)	60/60(100)	(84.3)	57/57(100)	(40.9)

9 県立学校間の図書館資料相互貸借冊数

(三重県学校図書館協議会司書部発行「学校図書館白書」から)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相互貸借冊数	2,596	2,172	2,350	2,461	2,725

10 全校一斉読書活動を実施する県内公立小・中学校、高等学校の数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	20年度	全国平均	22年度	全国平均	24年度	全国平均
小学校(%)	374/404(92.6)	(96.6)	369/393(91.3)	(96.2)	360/388(92.8)	(96.4)
うち朝読(%)	345/374(92.2)	(88.7)	310/369(84.2)	(90.9)	340/360(94.5)	(91.6)
中学校(%)	135/168(80.4)	(86.9)	129/164(78.7)	(87.5)	127/163(78.0)	(88.2)
うち朝読(%)	121/135(89.6)	(80.6)	94/129(72.6)	(93.6)	122/127(96.1)	(94.5)
高等学校(%)	16/60(26.7)	(39.7)	24/60(21.7)	(41.1)	12/57(21.0)	(40.8)
うち朝読(%)	11/16(68.8)	(31.2)	19/24(79.0)	(79.5)	9/12(75.0)	(78.8)

11 全国小・中学校、高等学校の児童生徒の毎年5月(1か月間)の平均読書冊数

(全国学校図書館協議会「学校読書調査」から)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	11.4	8.6	10.0	9.9	10.5
中学校	3.9	3.7	4.2	3.7	4.2
高等学校	1.5	1.7	1.9	1.8	1.6

12 学校図書館を保護者や地域住民に開放している県内公立小・中学校、高等学校の数

(~22年度：文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

(24年度：三重県学校図書館協議会司書部発行「学校図書館白書」から)

	20年度	全国平均	22年度	全国平均	24年度
小学校(%)	33/404(8.2)	(13.5)	40/393(9.9)	(13.1)	-
中学校(%)	12/168(7.1)	(8.7)	13/164(7.9)	(6.4)	-
高等学校(%)	50/60(83.3)	(8.8)	43/60(71.7)	(8.7)	-(78.0)

13 ボランティアと連携している県内公立小・中学校、高等学校の数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	20年度	全国平均	22年度	全国平均	24年度	全国平均
小学校(%)	261/404(64.6)	(75.5)	277/393(68.7)	(78.7)	268/388(69.0)	(81.2)
中学校(%)	24/168(14.3)	(20.4)	28/164(16.5)	(24.1)	39/163(23.9)	(27.2)
高等学校(%)	2/60(3.3)	(2.5)	1/60(1.6)	(2.7)	1/57(1.7)	(2.9)

14 学校図書館を活用した授業を計画的に(「学期に数回以上」)行っている県内公立小・中学校の割合

(文部科学省「全国学力・学習状況調査」から)

	21年度	22年度	24年度	25年度
小学校(全国平均)	69.8(77.8)	64.1(78.7)	68.6(77.4)	76.2(78.6)
中学校(全国平均)	35.2(47.2)	31.3(45.3)	37.5(43.4)	31.1(41.6)

学校図書標準を達成している県内公立小・中学校の数（市町別）

市町名	小学校	中学校
桑名市	27	9
木曽岬町	1	0
いなべ市	10	3
東員町	6	2
四日市市	24	3
菰野町	5	2
朝日町	0	1
川越町	0	0
鈴鹿市	1	1
亀山市	6	1
津市	19	7
松阪市	18	2
多気町松阪市学校組合		0
多気町	3	1
明和町	1	0
大台町	2	2
大紀町	1	1
度会町	1	0
玉城町	2	0
南伊勢町	2	2
伊勢市	4	1
鳥羽市	4	1
志摩市	2	1
伊賀市	10	4
名張市	0	0
尾鷲市	4	0
紀北町	5	1
熊野市	4	1
御浜町	0	0
紀宝町	3	1
合 計	165	47

P29【資料】の「6 学校図書館図書標準を達成している県内公立小・中学校の数」の内訳
（文部科学省 平成 24 年度「学校図書館の現状に関する調査」から）
達成率 100%は学校数をゴシック体表記としています。

学校図書館担当職員等を配置する県内公立小・中学校の数（市町別）

市町名	小学校	中学校
桑名市		
木曾岬町		
いなべ市		
東員町		
四日市市		
菰野町		
朝日町		
川越町		
鈴鹿市		
亀山市		
津市		
松阪市		
多気町松阪市学校組合		
多気町		
明和町		
大台町		
大紀町		
度会町		
玉城町		
南伊勢町		
伊勢市		
鳥羽市		
志摩市		
伊賀市		
名張市		
尾鷲市		
紀北町		
熊野市		
御浜町		
紀宝町		
合 計		

社会教育・文化財保護課調べ（平成 26 年 5 月 31 日時点）（調査中）

配置の形態は直接雇用（複数校の兼務を含む） 外部委託（三重県教育委員会事業による配置を含む）のいずれも含まれます。

【資料】 県教育委員会及び県立図書館のこれまでの取組

1 三重県子ども読書活動推進会議の実績

(1) 三重県PTA連合会への委託事業の実施

- 平成 21 年度 保護者対象講演会（参加者数は延べ 254 人）
- 平成 22 年度 絵本ライブ、講演会
- 平成 23 年度 幼稚園PTA対象イベント
- 平成 24 年度 幼稚園、小学校での読み聞かせイベント

(2) 学校図書館協議会への委託事業の実施

平成 21 年度から平成 24 年度まで、読書感想文コンクールの実施

(3) 対象別・年齢別の啓発資料の作成配布

- 平成 21 年度 0 歳児の子どもを持つ親向け
- 平成 22 年度 小学校 1 年生の子どもを持つ親向け
- 平成 23 年度 中学校 1 年生の生徒向け
0 歳児の子どもを持つ親向け

(0 歳児の子どもを持つ親向け)



(小学校 1 年生の子どもを持つ親向け)



(中学 1 年生の生徒向け)



(4) セミナー、講演会等の実施

子ども読書活動推進セミナー

- ・平成 21 年度 ブックトーク、読み聞かせ、講話（計 6 回 参加者 200 名）
- ・平成 22 年度 読み聞かせ、紙芝居、対談（計 6 回 参加者 194 名）

- ・平成 23 年度 絵本作り、お話し会、読み聞かせ、ブックトーク
(計 5 回 参加者 129 名)

市町サポートセミナー

- ・平成 21 年度 講演会 (計 2 回 参加者 32 名)
 - ・平成 22 年度 講演会 (計 2 回 参加者 41 名)
 - ・平成 23 年度 講演会 (計 1 回 参加者 110 名)
 - ・平成 24 年度 講演会 (計 1 回 参加者 66 名)
 - ・平成 25 年度 学校図書館活用フォーラム (計 1 回 参加者 170 名)
- 子ども読書フォーラム、読書活動推進講演会、子どもの読書を考える集い
- ・平成 21 年度 講演「子ども・メディア・物語」、パネルディスカッション
(計 1 回 参加者 54 名)
 - ・平成 22 年度 講演「絵本のちから」(計 1 回 参加者 87 名)
 - ・平成 23 年度 講演「子どもと本をつなぐ～絵本の楽しみと大切さ～」
事例発表「学校図書館と公共図書館の連携について」
(計 1 回 参加者 68 名)
 - ・平成 24 年度 講演「読む力は生きる力」(計 1 回 参加者 66 名) 再掲
 - ・平成 25 年度 講演「心の扉を開く読書」(計 1 回 参加者 107 名)
子どもの読書を考える集い ものがたりライブ・講演
(計 1 回 参加者 98 名)

(5) 県内各地の取組状況の調査

- ・「子ども読書の日に実施するイベント調査」(毎年実施)
市町における子どもの読書活動啓発イベント等の実施状況調査
- ・「読書ボランティア団体調査」(毎年実施)
県内で活動する読書ボランティア団体の数や活動内容、活動拠点等調査

2 三重県教育ビジョン、みえの学力向上県民運動に関する取組の実績

(1) 三重県教育ビジョンに関するアンケートの実施

- ・「読書活動推進に係る調査」(平成 24・25 年度に実施)
県内小中学校における学校図書館の利用状況や、公立図書館や読書ボランティアとの連携状況等調査

(2) みえの学力向上県民運動「子ども読書活動推進講演会」等の開催

- ・平成 24 年度「みんなでつくろう学校図書館」(参加者 269 人) 再掲
- ・平成 25 年度「心の扉を開く読書」(参加者 107 人) 再掲
- ・平成 25 年度子どもの読書を考える集い「ものがたりライブ」と講演
(参加者 98 人) 再掲

(3) 南勢志摩地域高校生対象のビブリオバトルの開催 (参加者 70 人)

- ・「高校生ビブリオバトル倉田山決戦 2013」
開催日：平成 25 年 11 月 16 日 (土)
会場：皇學館大学
主催：三重県教育委員会 皇學館大学

(4) 学力向上のための読書活動推進事業

- ・民間事業者委託による図書館司書有資格者をモデル小中学校に配置
- ・「学校図書館活用フォーラム」の開催 (参加者 160 人) 再掲

3 研修会

三重県総合教育センターによる学校教職員を対象とした研修会（司書・司書教諭研修）の開催

4 県立学校図書館資料共有ネットワークの構築

- (1) 従来より、県立のすべての高等学校と特別支援学校を結ぶ「図書館資料共有ネットワークシステム（くまたろうの森）」が整備されていましたが、平成24年度に、県立図書館や市町立図書館の協力により、物流ネットワークがさらに拡大しました。他校図書館や市町立図書館の資料も、県立図書館を経由して近隣の市町立図書館等で受け渡しが可能になり、相互貸借による資料の充実が図られました。

5 県立図書館の取組

- (1) 「三重県図書館情報ネットワークシステム（MILAI）」の機能強化を図り、インターネット上で貸出状況や予約状況がわかる機能、携帯電話でアクセスできる機能を追加するとともに、e-Booking サービス（オンライン予約配送サービス）を積極的に運用し、利便性の向上を図りました。

県立図書館の資料相互貸借件数

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
相互貸借件数	20,922	36,180	36,719	21,497	20,467

県立図書館のe-Bookingサービスの利用件数

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用件数	16,575	17,152	20,127	22,151	20,779

- (2) 市町立図書館や県立図書館が小中学校とどのような連携ができるかを探るため、平成24年度及び25年度に玉城町内小学校において、モデル的に事業を実施しました。

図書館職員による出張おはなし会（1、2年生）、ブックトーク（3～6年生）、教員対象の調べもの講座を玉城町図書館との連携により開催し、学校における読書活動の推進を支援しました。

- (3) 司書や図書館職員、学校司書・司書教諭、読書ボランティア等を対象とする研修会を開催し、専門的知識、技術の向上を図りました。

県立図書館における専門的研修会の開催回数と参加者数

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
開催回数	8	8	7	12	10
参加者数	210	204	260	388	475

- (4) 子どもの読書活動の推進に関する情報を収集し、ホームページ等で発信しました。

- (5) 児童コーナーにおいて読書ボランティアや図書館職員によるおはなし会を開催したり、社会見学の館内案内を実施するなど、児童生徒が読書や図書館に興味・関心を持つような取組を推進しました。

【資料】用語解説

1 子ども

本計画では、概ね 18 歳以下の者をいう。

2 読書活動

本を読む、絵本を見たりお話を聞いたりする、読書会や朗読会等に参加する、読書感想文を書くなど、読書に関わる活動全般

なお、「本を読む」については、読書に入るきっかけとして、例えば、雑誌や新聞、漫画など多様な種類の本（読み物）に親しむことを含むこととする。

3 みえの学力向上県民運動

平成 24 年度から 27 年度まで三重県教育委員会が展開している。自らの夢の実現を目指し、失敗を恐れず主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力（自立する力）や、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力（共に生きる力）を育むことを目的とする。「主体的に学び行動する意欲」、「学びと育ちの環境づくり」、「読書をとおした学び」の 3 つの視点で、学校・家庭・地域が一体となつて子どもたちの学力を育てていくために、県民総参加で取り組む運動

この県民運動の基本方針の中で、読書は、知的活動（論理や思考）やコミュニケーション、感性・情緒の基盤をなす言語に関する能力を育むうえで欠くことのできないものとして、子どもたちの生涯にわたる読書習慣を育成することとしている。

4 ビブリオバトル（書評合戦）

基本的なルールは以下のとおりである。

発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。

順番に一人 5 分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する意見交換を 2～3 分程度行う。

全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。

効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

三重県教育委員会では、平成 26 年度から 27 年度まで「学力向上のための高校生ビブリオバトル推進事業」を実施し、読書活動をとおした高校生の思考力・判断力・表現力の育成を図る。

5 家庭教育学級

家庭生活を通じて子どもをどのように教育していけばよいかについて学び、自信をもって子どもの教育にあたってもらうための講座。公民館、小・中学校などで行われている。

6 家庭読書

家族の絆づくりを目的として、家族で本を読み、その本について家族で話し合う活動。推進計画に盛り込み、パンフレットの作成・配布や家庭読書に関わる作品募集・コンクールの開催などに取り組んでいる地方公共団体もある。

平成 21 年度からは毎年各地で「家読サミット」が開催されている。

7 ブックスタート

0 歳児健診の機会に、親子でいっしょに絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡す運動

8 子ども読書の日（4月23日）

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められている。

9 文字・活字文化の日（10月27日）

「文字・活字文化振興法」により、国民に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるために定められている。

10 読書週間（10月27日から11月9日までの2週間）

公益社団法人読書推進運動協議会により、読書活動を推進する行事を集中して行う期間として定められている。

11 家庭の日（毎月第3日曜日）

「三重県青少年健全育成条例」により、家庭の果たす役割の重要性について理解を深めるために定められている。

12 司書

図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員

13 レファレンスサービス

図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること、あるいは、それに関わる業務のこと

14 録音図書

著作権法第37条第3項に基づいて作成されたカセット、CD等に録音された図書

15 学校支援地域本部

学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートするもので、「地域につくられた学校の応援団」と言われている。学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的としている。

16 放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援するものである。

17 まちづくり協議会

ある区域の中で住民・事業者・関係権利者（地区外権利者も含む）が構成員となってまちづくりに取り組むための組織

18 地域子育て支援センター

地域子育て支援拠点事業として整備した、地域で気軽に親子が集える場。子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する。

19 放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない概ね 10 歳未満の児童に、適切な遊びや生活の場を提供する。

20 まちじゅう図書館

長野県の小布施町立図書館が提案した構想。自宅や店のスペース（玄関先、倉庫、蔵など）に本棚を置いて、自分の好きな本でコミュニケーションを図る。町角に「本がある」場を通じて、人と人が繋がること、「いつもワクワクする情報がある」という活動を皆と一緒に楽しんでいく取組

21 学校図書館図書標準

平成 5 年に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準

22 司書教諭

学校図書館法第 5 条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務にあたる教諭。学校図書館法の一部を改正する法律により平成 15 年度から 12 学級以上の学校には必置となった。

23 学校図書館担当職員

学校図書館資料の発注、帳簿記入、分類作業、修理・製本、経理、図書の貸出・返却の事務等に当たる職員をいい、教諭やボランティアは除く。文部科学省が隔年で実施している「学校図書館の現状に関する調査」から引用

24 学校司書

制度上の設置根拠はなし。各地方公共団体における採用時には、それぞれの実情に応じ、司書資格や司書教諭資格、教諭免許状、相当実務経験等の資格を定める等の資格要件を定めて募集する。学校図書館において、図書の収集・整理・保存・閲覧・レファレンスサービスなどの専門的業務を行う職員

25 三重県図書館情報ネットワークシステム（MILAI）

家庭や職場の端末から、県内の図書館が所蔵する資料の目録・所在情報をまとめて検索できるシステムで、公立図書館だけでなく、大学・短大等の図書館も加盟しており、相互貸借も可能

・ホームページ <http://ufinity02.jp.fujitsu.com/.milai/>

26 リライト本

障がいのある読者が容易に読書できるように本の内容をやさしく書き直した本

27 視覚障害教育情報ネットワーク

インターネットを活用して視覚障害教育全般についての教材データ等の提供や情報交換を行うサイトで、必要な点字本のデータをダウンロードして利用することができる。

28 読書支援機器

書見台、拡大読書器、光学的文字読み取り装置を利用した文字音声化装置など

29 学校図書館図書整備 5 年計画

学校図書館図書標準を達成するため、学校図書館の図書の整備に平成 24 年度から 5 年間毎年約 200 億円、総額約 1,000 億円を地方交付税措置するもの。従前の「増加冊数分」だけでなく、「更新冊数分」が盛り込まれている。

また、学校図書館への新聞配備についても、同様に 5 年間毎年約 15 億円、総額約 75 億円が措置されている。

30 読書活動推進庁内会議

県教育委員会関係課、知事部局関係課及び県立図書館の担当者による子どもの読書活動推進に関わる三重県庁内の連絡調整会議

31 e-Booking

県立図書館の資料について、インターネットで貸出の申込みができるシステム。申込みをした資料の受取場所として、近くの図書館、図書室、公民館等を指定することができる。

・ホームページ

<http://www.library.pref.mie.lg.jp/guide/e-booking01.htm>

32 育児教室

乳幼児の心身の健康な発達を促すため、栄養士、心理相談員、保育士などが行う講座

【資料】県内公立図書館等一覧
公立図書館

	図書館名	住 所	電話番号
1	三重県立図書館	〒514-0061 津市一身田上津部田 1234	059-233-1182
2	桑名市立中央図書館	〒511-0068 桑名市中央町 3-79	0594-22-0562
3	ふるさと多度文学館	〒511-0106 桑名市多度町多度 2-24-1	0594-48-7000
4	長島輪中図書館	〒511-1125 桑名市長島町源部外面 337	0594-41-1040
5	いなべ市藤原図書館	〒511-0511 いなべ市藤原町市場 493 - 1	0594-46-4150
6	いなべ市北勢図書館	〒511-0202 いなべ市北勢町阿下喜 3083-1	0594-74-4144
7	いなべ市員弁図書館	〒511-0428 いなべ市員弁町楚原 940	0594-72-2200
8	いなべ市大安図書館	〒511-0274 いなべ市大安町大井田 1305	0594-87-0021
9	東員町立図書館	〒511-0251 員弁郡東員町山田 1700	0594-86-2818
10	四日市市立図書館	〒510-0821 四日市市久保田 1-2-42	059-352-5108
11	菰野町図書館	〒510-1253 三重郡菰野町大字潤田 1250	059-391-1400
12	あさひライブラリー	〒510-8103 三重郡朝日町柿 2278	059-377-6111
13	鈴鹿市立図書館	〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町 812	059-382-0347
14	亀山市立図書館	〒519-0151 亀山市若山町 7-20	0595-82-0542
15	津市津図書館	〒514-8611 津市西丸之内 23-1	059-229-3321
	(津市津図書館美杉図書室)	〒515-3421 津市美杉町八知 5828-1	059-272-8092
16	津市久居ふるさと文学館	〒514-1136 津市久居東鷹跡町 2-3	059-254-0011
	(津市久居ふるさと文学館 ポルタひさいふれあい図書室)	〒514-1118 津市久居新町 3006	059-254-0464
17	津市河芸図書館	〒510-0314 津市河芸町浜田 782	059-245-5300
18	津市芸濃図書館	〒514-2211 津市芸濃町棕本 6824	059-265-6004
19	津市安濃図書館	〒514-2326 津市安濃町東観音寺 418	059-268-5822
20	津市美里図書館	〒514-2113 津市美里町三郷 51-3	059-279-8122
21	津市うぐいす図書館	〒515-2602 津市白山町二本木 1139-2	059-262-5000
22	津市きらめき図書館	〒514-0314 津市香良洲町 2167	059-292-4191
23	津市一志図書館	〒515-2521 津市一志町井関 1792	059-295-0116
24	松阪市松阪図書館	〒515-0818 松阪市川井町 772-10	0598-21-3190
25	松阪市嬉野図書館	〒515-2324 松阪市嬉野町 1429-1	0598-48-1800
26	多気町立多気図書館	〒519-2181 多気郡多気町相可 1628	0598-38-1133
27	多気町立勢和図書館	〒519-2215 多気郡多気町朝柄 2889	0598-49-4500
28	明和町立図書館	〒515-0332 多気郡明和町馬之上 944-2	0596-52-7131
29	大台町立図書館	〒519-2404 多気郡大台町佐原 810	0598-84-1100
30	伊勢市立伊勢図書館	〒516-0076 伊勢市八日市場町 13-35	0596-21-0077
31	伊勢市立小俣図書館	〒519-0505 伊勢市小俣町本町 2	0596-29-3900
32	鳥羽市立図書館	〒517-0022 鳥羽市大明東町 1-6	0599-26-4555
33	志摩市立図書館	〒517-0502 志摩市阿児町神明 1074-15	0599-43-8000

34	伊賀市上野図書館	〒518-0873	伊賀市上野丸之内 40-5	0595-21-6868
35	名張市立図書館	〒518-0712	名張市桜ヶ丘 3088-156	0595-63-3260
36	尾鷲市立図書館	〒519-3616	尾鷲市中村町 10-41	0597-23-8282
37	熊野市立図書館	〒519-4324	熊野市井戸町 643-2	0597-89-3686
38	紀宝町立鶴殿図書館	〒519-5701	南牟婁郡紀宝町鶴殿 1410	0735-32-4646

図書館同種施設

	図書館名		住 所	電話番号
1	神宮文庫	〒516-0016	伊勢市神田久志本町 1711	0596-22-2737
2	三重県視覚障害者支援センター	〒514-0003	津市桜橋 2-131	059-228-6367
3	上野点字図書館	〒518-0851	伊賀市上野寺町 1184-2	0595-23-1141

公民館図書室等

	施設の名称		住 所	電話番号
1	木曾岬町北部公民館図書室	〒498-0801	桑名郡木曾岬町加路戸 846-2	0567-67-2276
2	あさけプラザ図書館	〒510-8028	四日市下之宮町 296-1	059-363-0102
3	楠公民館図書室	〒510-0103	四日市市楠町北五味塚 1211-1	059-397-2277
4	川越町あいあいセンター図書室	〒510-8123	三重郡川越町豊田一色 314	059-364-2500
5	関文化交流センター	〒519-1107	亀山市関町木崎 1011-1	0595-98-1038
6	津市津中央公民館図書室	〒514-0036	津市丸之内養正町 1-1	059-228-2618
7	津市片田公民館図書室	〒514-0082	津市片田井戸町 17-2	059-237-1513
8	津市南郊公民館図書室	〒514-0819	津市高茶屋 3-25-6	059-234-5703
9	津市豊里公民館図書室	〒514-0126	津市大里睦合町 610-1	059-232-2250
10	津市敬和公民館図書室	〒514-0015	津市寿町 21-22	059-225-2325
11	津市桃園公民館図書室	〒514-1116	津市新家町 1365-5	059-256-7686
12	津市戸木公民館図書室	〒514-0038	津市戸木町 1782	059-255-2135
13	津市七栗公民館図書室	〒514-1254	津市森町 286	059-252-1986
14	津市立成公民館図書室	〒514-1113	津市野村町 874-8	059-256-9393
15	津市村主公民館図書室	〒514-2312	津市安濃町連部 69-1	059-268-4381
16	津市安濃公民館図書室	〒514-2303	津市安濃町内多 3653	059-268-4382
17	津市明合公民館図書室	〒514-2324	津市安濃町粟加 978	059-268-4383
18	津市大井公民館図書室	〒515-2524	津市一志町大仰 217-1	059-294-7470
19	津市波瀬公民館図書室	〒515-2522	津市一志町波瀬 2232-2	059-294-
20	津市川合公民館図書室	〒515-2515	津市一志町八太 1008-1	059-293-3711
21	津市一志高岡公民館図書室	〒515-2516	津市一志町田尻 605-2	059-293-5611
22	津市白山公民館図書室	〒515-2603	津市白山町川口 897	059-262-7027
23	津市元取公民館図書室	〒515-3139	津市白山町城立 305	059-267-3057
24	津市家城公民館図書室	〒515-3133	津市白山町南家城 851-3	059-262-0484
25	津市大三公民館図書室	〒515-2605	津市白山町二本木 1001-253	059-262-2666
26	津市八ツ山公民館図書室	〒515-2615	津市白山町八対野 994-1	059-262-0432

27	津市竹原公民館図書室	〒515-3201	津市美杉町竹原 2777	059-262-3014
30	津市八知公民館図書室	〒515-3421	津市美杉町八知 5828-1	059-272-8092
31	津市太郎生公民館図書室	〒515-3536	津市美杉町太郎生 2120	059-273-0222
32	津市八幡公民館図書室	〒515-3531	津市美杉町奥津 1288-8	059-274-0222
33	津市多気公民館図書室	〒515-3312	津市美杉町上多気 1031	059-275-0222
34	津市下之川公民館図書室	〒515-3203	津市美杉町下之川 6115	059-276-0222
35	松阪市三雲公民館図書室	〒515-2112	松阪市曽原町 618	0598-56-7920
36	松阪市飯南公民館図書コーナー	〒515-1302	松阪市飯南町横野 848	0598-32-2300
37	荻原公民館図書室	〒519-2505	多気郡大台町江馬 701	0598-76-0171
38	伊勢市生涯学習センター図書室	〒516-8520	伊勢市黒瀬町 562-12	0596-21-0900
39	ハートプラザみその図書室	〒516-0804	伊勢市御園町長屋 2767	0596-22-6602
40	伊勢市立二見公民館図書室	〒519-0609	伊勢市二見町茶屋 209	0596-42-1117
41	志摩図書室	〒517-0022	志摩市志摩町和具 535	0599-85-7800
42	磯部図書室	〒517-0214	志摩市磯部町迫間 4	0599-55-2935
43	大王図書室	〒517-0603	志摩市大王町波切 3902	0599-72-2441
44	浜島図書室	〒517-0404	志摩市浜島町浜島 755	0599-53-1556
45	玉城町図書館	〒519-0415	度会郡玉城町田丸 114-1	0596-58-8212
46	みなみいせ図書室	〒516-0101	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3917	0599-67-1011
47	なんとうふれあい図書室	〒516-1423	度会郡南伊勢町村山 1132-1	0596-76-1501
48	度会町中央公民館図書室	〒516-2103	度会郡度会町棚橋 314	0596-62-1588
49	あやま文化センター図書室	〒518-1311	伊賀市川合 3370-29	0595-43-0154
50	島ヶ原公民館図書室	〒519-1711	伊賀市島ヶ原 4739	0595-59-2058
51	大山田公民館図書室	〒518-4222	伊賀市平田 3154	0595-47-1175
52	青山公民館図書室	〒518-0292	伊賀市阿保 1411	0595-52-1110
53	いがまち公民館図書室	〒519-1412	伊賀市下柘植 702	0595-45-9122
54	尾鷲市立須賀利コミュニティセンター図書室	〒519-3421	尾鷲市須賀利町 176	0597-26-2260
55	尾鷲市立矢浜コミュニティセンター図書室	〒519-3671	尾鷲市矢浜 1-22-12	0597-22-6367
56	尾鷲市立九鬼コミュニティセンター図書室	〒519-3701	尾鷲市九鬼町 1080-1	0597-29-2164
57	尾鷲市立早田コミュニティセンター図書室	〒519-3702	尾鷲市早田町 25-2	0597-29-2139
58	尾鷲市立三木浦コミュニティセンター図書室	〒519-3814	尾鷲市三木浦町 272-2	0597-28-2837
59	尾鷲市立三木里コミュニティセンター図書室	〒519-3811	尾鷲市三木里町 275	0597-28-2274
60	尾鷲市立古江コミュニティセンター図書室	〒519-3922	尾鷲市古江町 637-22	0597-27-2769
61	尾鷲市立賀田コミュニティセンター図書室	〒519-3921	尾鷲市賀田町 1661	0597-27-2088
62	尾鷲市立曾根コミュニティセンター図書室	〒519-3924	尾鷲市曾根町 394	0597-27-3141
63	尾鷲市立梶賀コミュニティセンター図書室	〒519-3923	尾鷲市梶賀町 313	0597-27-3430
64	多目的会館図書室	〒519-3205	北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島 971	0597-47-0938
65	紀北町町民センター図書室	〒519-3406	北牟婁郡紀北町海山区相賀 513-3	0597-32-1711
66	紀北町児童図書館	〒519-3406	北牟婁郡紀北町海山区相賀 379-1	0597-33-0025
67	熊野市紀和コミュニティセンター図書室	〒519-5413	熊野市紀和町板屋 82	05979-7-0051
68	御浜町中央公民館図書室	〒519-5204	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926-1	05979-2-3151

【資料】三重県子ども読書活動推進会議委員名簿

(平成25年度から26年度)

区分	委員名	所属・役職
学識経験者	福永 智子	椋山女学園大学教授
保育所関係者	山脇 由子 (H25)	津市立新町保育園長
	波多野 幾代 (H26)	津市立中央保育園長
幼稚園関係者	門脇 光禪	聖ヤコブ幼稚園長
	曾我 基子 (H25)	津市立高茶屋幼稚園長
	小菅 なぎさ (H26)	津市立高茶屋幼稚園長
学校教育関係者	藤原 法子 (H25)	津市立村主小学校長
	西口 晶子 (H26)	津市立南立誠小学校長
	奥村 直美 (H25)	三重県立城山特別支援学校司書
	二宮 由加利 (H26)	三重県立盲学校司書
三重県書店商業組合	作田 幸久	作田書店店主
PTA 関係者	作本 真寿美 (H25)	三重県 PTA 連合会副会長
	藤田 瑠美子 (H26)	三重県 PTA 連合会理事
読書ボランティア	中村 礼子	中部読み聞かせサークル代表
公立図書館関係者	矢田 弘美	四日市市立図書館副館長
	林 千智	多気町立勢和図書館司書
三重県公共図書館協議会	大藪 宏紀 (H25)	鈴鹿市立図書館長
	久野 友彦 (H26)	亀山市立図書館長
三重県図書館協会	小山 隆久 (H25)	三重県立図書館長
	平野 正人生 (H26)	
県健康福祉部	藤川 和重 (H26)	三重県健康福祉部子ども・家庭局 少子化対策課長
	朝倉 玲子 (H26)	三重県健康福祉部子ども・家庭局 子育て支援課 保育サービス・幼保連携班長
県教育委員会	鈴木 憲	三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長
	田中 彰二	三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長

【資料】第三次 三重県子ども読書活動推進計画概要

第三次三重県子ども読書活動推進計画 概要

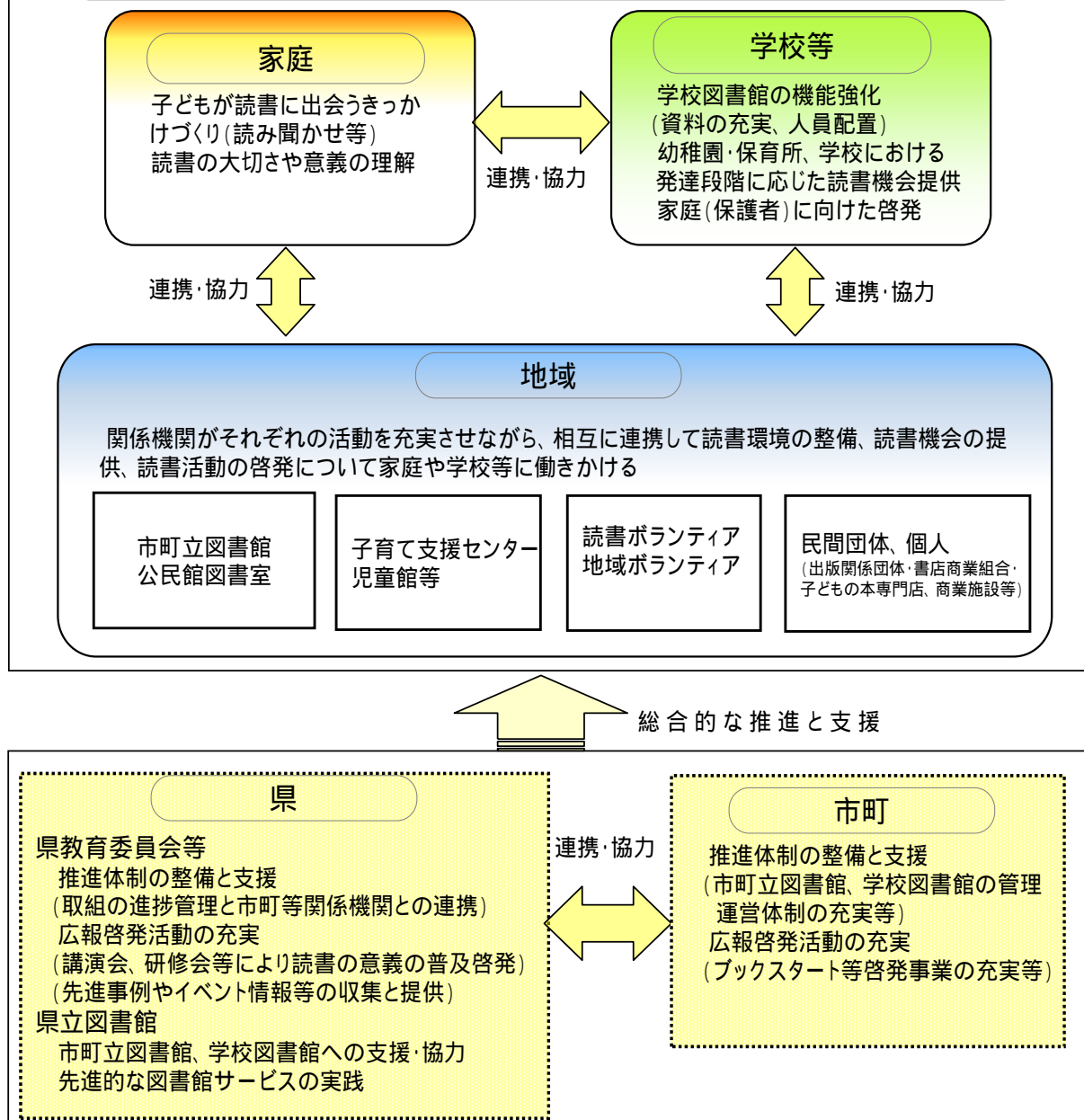
基本的な方針

家庭、地域、学校等における、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿った取組を社会全体で促進
 家庭、地域、学校等の取組を支援するための助言や情報提供
 子どもの読書活動の意義について県民の理解を深めるための広報啓発活動の実施

取組方向～読書をとおした地域づくり、子どもの育ちと学びの推進～

人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動
 五感を使いながら子どもの心と身体を育み、確かな学力の基盤を築く読書活動

家庭、地域、学校等が相互に連携・協力し、社会全体で取組を推進



第三次 三重県子ども読書活動推進計画（中間まとめ案）

平成26年6月

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-3322 FAX 059-224-3023
E-mail shabun@pref.mie.jp